

## 法人向け商品「1年更新型定期保険」の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2017年2月2日から、法人向け商品「1年更新型定期保険」（無配当短期定期保険）を発売します。

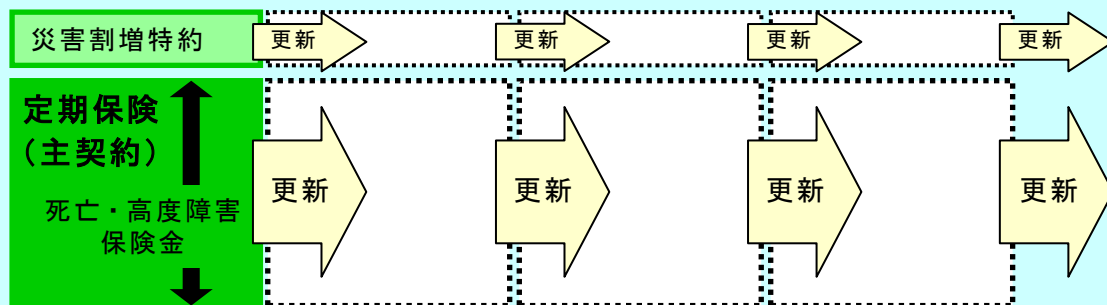
「1年更新型定期保険」は、経営者が万一の場合の事業保障資金・死亡退職慰労金や福利厚生制度に基づく役員・従業員の死亡退職慰労金の準備等、法人の死亡保障ニーズにきめ細かくお応えするために開発した商品です。

### 「1年更新型定期保険」の主な特徴

#### I. 死亡保障を必要な期間のみ合理的に準備できます

保険期間を1年とすることで、役員の在任期間等にあわせて死亡保障を必要な期間のみ合理的に準備できます。なお、死亡保障は90歳まで更新することができます

#### 【しくみ】



- 90歳（満了時の年齢）まで更新可能  
（※）災害割増特約は80歳（満了時の年齢）まで更新可能
- 本商品は配当金・解約返戻金がありません

ご契約

満了

#### 【参考：取締役（役付以外）の平均在任年数】

従業員規模	平均在任年数
300～999人	6.5年
299人以下	7.9年

（出典）「2015年 役員報酬の実態に関する調査」  
（株式会社産労総合研究所）

#### II. 低廉な保険料を実現しました

支払事由を死亡・高度障害保険金のみにするるとともに、配当方式を無配当とすること等により低廉な保険料を実現しました。また、所定の保険金額以上でご加入の場合、保険料の割引があります

#### III. 「災害割増特約」を付加することができます

法人の福利厚生制度等にあわせて、「災害割増特約」を付加することで、役員・従業員の不慮の事故による死亡保障等を上乘せして準備できます

当社は、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えし、「お客さまにわかりやすく、長期にわたり安心感のある商品」の充実に取り組んでまいります。

## 「1年更新型定期保険」の概要

### (1) 保障内容

種類	支払事由	保険金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって保険期間中に身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者 (ただし、契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、死亡保険金受取人である法人に支払う)

(※) 不慮の事故により当社所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したとき、以後の保険料の払込は免除します

### (2) 主な取扱い

契約年齢範囲	16歳～80歳
保険期間・保険料払込期間	1年
年齢計算方式	満年齢方式

### (3) 保険料例（男性、月掛、口座振替扱いの例）

契約年齢	主契約の保険金額		
	1,000万円	3,000万円	5,000万円
40歳	2,670円	7,110円	11,100円
50歳	4,840円	13,620円	21,950円
60歳	9,270円	26,910円	44,100円

(※) 主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、保険金額に応じて保険料の割引があります

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、ご案内パンフレット等でご確認ください。

以上